

# 経年劣化調査中間報告会が開催されました

内発協では、平成22年度から27年度までの期間で「防災用自家発電設備の経年劣化調査」を実施しております。

この事業は、表1のとおり平成22年度に経年劣化調査のための準備を行い、発電設備の調査は平成23年度から26年度に実施を予定しています。その後、調査結果をまとめる予定としています。

発電設備の調査期間は、サンプリング調査及び実機調査を併せ4年間を予定しておりますが、平成23年度、24年度と発電設備の調査期間の半分が経過したことから、中間報告会を東京と大阪の2会場で開催しましたので以下に報告いたします。

表1 経年劣化調査スケジュール

	年 度				
	H23	H24	H25	H26	H27
調査票作成	■				
サンプリング調査	■				
実機調査		■	■	■	
まとめ				■	■

東京会場は、1月29日（水）の午後90名の方々にご参加いただき、メルパルク東京にて開催いたしました。

大阪会場は、2月26日（水）の午後83名の方々にご参加いただき、メルパルク大阪にて開催いたしました。

両会場とも報告会では次の次第のとおり内発協会長挨拶（写真1参照。）に引き続き、総務省消防庁守谷設備専門官よりご挨拶（写真2参照。）をいただき、2時間半の報告が行われました。

## 次 第

1. 協会挨拶
2. 消防庁ご挨拶
3. 経年劣化調査の背景（経緯）
4. 経年劣化調査の概要
5. 休憩
6. 各調査結果の報告
7. 結び
8. 質疑応答

経年劣化調査の背景（経緯）では、この調査の目的や調査対象機の選定、スケジュール、組織について説明されました。経年劣化調査の概要では、平成23年度に調査した3件と平成24年度に調査した6件の合計9件について自家発電設備毎に経年劣化状態の調査結果が報告されました。その後各調査物件について調査実施者から個別の調査結果について説明があり、結びでは潤滑油は動粘度低下、冷却水はpH値が基準を外れや鉄分を含有していることなど調査の途中での結びとして経年劣化により使用不可と判定された部位と判定の数について報告がありました。来年度以降の予定として保守点検を計画的に実施している設備について調査を行い最終報告書をまとめることが説明されました。

その後、総務省消防庁予防課尾上総務事務官にも回答いただくなど活発な質疑応答がなされました。



写真1 内発協森会長挨拶（東京会場）



写真2 総務省消防庁守谷設備専門官ご挨拶（大阪会場）



写真3 東京会場



写真5 質問に答える総務省消防庁尾上総務事務官



写真4 大阪会場

内発協では、今回の中間報告会で配布しました「防災用自家発電設備の経年劣化調査中間報告書」及びパンフレット「非常用自家発電設備も定期検診が必要です」を販売いたしますのでご興味のある方は是非

非お手に取ってご覧ください。

パンフレットは、設置者にお渡しいただき、自家発電設備を健康（健全）な状態に保っていただくよう保守点検整備実施の働きかけにご利用ください。

#### 中間報告書

- ①平成26年3月31日まで  
2,100円（会員価格1,575円）
- ②平成26年4月1日から  
2,160円（会員価格1,620円）

#### パンフレット（写真6参照。）

- ①平成26年3月31日まで  
50円（会員価格30円）
- ②平成26年4月1日から  
54円（会員価格32円）

不適合の未然防止や安全使用のための法令により定められた点検・整備の実施はユーザー（設置者）の責任です。必ず励行しましょう！

### 非常用発電設備も定期健診が必要です

今年の定期健診はもうお済みでしょうか？  
見えないところに経年劣化が潜んでいます。

いざという時！  
その非常用発電設備は発電できますか？

いざという時！  
その非常用発電設備は起動できますか？

一般社団法人 日本内発電力発電設備協会

知りませんでした！  
点検・整備をしないと罰則があるんですか？

発電設備も自動車と同じく、定期的な法令点検が義務づけられており、点検結果の報告が必要です。  
発電設備が技術基準に適合していなかったり、法令点検等が行われていない場合は、罰則等が科せられます！

それでは  
どんな点検・整備をすればよいのですか？

非常用発電設備の点検は、次の法令の規定等によって定められています

- ✦電気事業法に基づく保安規程（標準モデル）
- ✦消防法に基づく非常電源（自家発電設備）の点検基準
- ✦建築基準法に基づく建築設備定期点検の規定

（一社）日本内発電力発電設備協会ではこれらの法令の基準を満たした保安基準を定めています。  
「非常用自家発電設備保安マニュアル」を発行し保安基準および必要な保安の内容、手順を判り易く解説しています。

（一社）日本内発電力発電設備協会が認定した自家発電設備の技術に精通している「非常用発電設備専門技術者」が発電設備の法令点検を実施し、このよきな点検済証を交付しています。

写真6 パンフレット